

基本事業	指標	ねらい・考え方	施策	指標	ねらい・考え方
①妊娠・出産に関する保健・医療の充実【重点】	・妊婦が妊娠健康診査を受診した回数	・妊婦の健康状態や胎児の発育状態について確認、把握すること。 ・妊娠・出産・育児に関する相談を行うこと。 ・妊娠期間での食事や生活に関するアドバイス（保健指導）を受けること。 ※健診を受けていない妊婦の胎児の周産期死亡率は19.7%（2009年大阪府）であり、検診を受けていた人と比較し、約5倍のリスクがあるとの報告も。	施策1－2 母子保健と子どもに関する医療の充実		
②子どもに関する医療体制の充実【重点】	・子どもにかかりつけ医がいる世帯割合	・体質や体調の変化等が把握され成長記録に基づいた治療を受けられること。 ・発達段階に応じた助言や指導、健康相談・栄養相談を受けられること。 ・急な体調不良時に受診できること。 ・必要に応じて連携した専門医療機関の紹介を受けられること。		・乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合	妊娠期から乳幼児期までの保健指導を充実させ、医療が必要な子どもと医療とを結びつけること
③子どもに関する保健の充実【重点】	・健康診査を受診した子どもの割合 ①4か月児健診 ②1歳6か月児健診 ③3歳児健診	・発育、栄養状態を確認すること。 ・先天的な病気の有無、早期発見を行うこと。 ・虐待を未然に防止すること。		①4か月児健診 ②1歳6か月児健診 ③3歳児健診	
	・麻疹風しんワクチン（2期）を接種した子どもの割合	・ウイルスや病原体に対する抵抗力を高めること。 ※定期接種のみを指標として位置付ける。			